

令和 2 年度 2 月補正予算
福岡県経営革新実行支援補助金（感染防止対策） Q & A

【目次】

- I. 経営革新実行支援補助金（感染防止対策）について
- II. 経営革新計画について
- III. 補助対象期間について
- IV. 補助対象経費について
- V. 申請者の要件について
- VI. 申請手続その他について

I. 経営革新実行支援補助金（感染防止対策）について

Q 1 補助を受けるには、まずどうしたら良いか

A 1 経営革新実行支援補助金（感染防止対策）は、経営革新計画の承認を受けた事業者が新型コロナウイルス感染症の感染防止対策において支出する「経費」に対して補助を行うものであり、経営革新計画の作成及び県による承認が前提となっています。補助申請を行う方は、まずは、経営革新計画を作ることから始めてください。

Q 2 経営革新実行支援補助金に申請している（又は交付を受けている）事業者は、感染防止対策についても申請できる（又は交付を受けることができる）のか

A 2 申請可能です。経営革新実行支援補助金で 50 万円、経営革新実行支援補助金（感染防止対策）で 50 万円、最大で 100 万円の補助を受けることができます。

Q 3 経営革新実行支援補助金に申請している又は交付を受けている事業者が、感染防止対策を申請する場合、経営革新計画は 2 つ作る必要があるのか

A 3 経営革新計画は 1 つで構いません。1 つの計画書で経営革新実行支援補助金と経営革新実行支援補助金（感染防止対策）のそれぞれに申請を行うことができます。

Q 4 令和 2 年度（前回）に経営革新実行支援補助金（感染防止対策）の交付を受けた事業者は、令和 2 年度 2 月補正予算（今回）の経営革新実行支援補助金（感染防止対策）を申請する（又は交付を受ける）ことができるのか

A 4 令和 2 年度に実施した（令和 3 年 2 月 28 日に終了した）経営革新実行支援補

助金（感染防止対策）の交付を受けた方は、金額の多寡を問わず、今回の2月補正予算の経営革新実行支援補助金（感染防止対策）の交付を受けることはできません。（前回の補助金において事業廃止等により補助金を全額返納された方を除く）

Q 5 令和2年度（前回）に経営革新実行支援補助金の交付を受けた事業者は、令和2年度2月補正予算（今回）の経営革新実行支援補助金（感染防止対策）を申請する（又は交付を受ける）ことができるのか

A 5 前回の「経営革新実行支援補助金」の交付を受けた事業者であっても、前回の「経営革新実行支援補助金（感染防止対策）」の交付は受けていないので、今回の「経営革新実行支援補助金（感染防止対策）」の交付を受けることは可能です。

Q 6 交付要綱の「国、福岡県及びその他の地方自治体の感染防止対策に係る補助金」とは、具体的にどのようなものがあるのか

A 6 『小規模事業者持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）』や『IT導入補助金（低感染リスク型ビジネス枠）』等が該当します。

Q 7 令和3年2月28日に受付終了した「福岡県飲食店向け新型コロナウイルス感染対策助成金」の交付を受けた事業者は、令和2年度2月補正予算（今回）の経営革新実行支援補助金（感染防止対策）を申請する（又は交付を受ける）ことができるのか

A 7 上記助成金の対象は「本補助金の支援を受けない者」となっております。上記助成金の交付を受けた事業者は、金額の多寡を問わず、本補助金に申請することはできません。

本補助金に申請後、上記助成金を受けている事実が判明した場合は返還対象になりますのでご注意ください。

Q 8 交付要綱の「国、福岡県及びその他の地方自治体の感染防止対策に係る補助金（上乗せを除く）の申請を行っていないもの」における『上乗せ』とは、具体的にどのようなものか

A 8 感染防止対策における企業負担1/4に対して、市町村等が補助する場合を想定しています。

Q 9 補助対象経費の規定「国、福岡県及びその他の地方自治体の感染防止対策に係る補助金（上乗せを除く）の申請を行っていないもの」について、『申請を行っていない』というのは、具体的にどういうものを指すのか



A 9 例えば、消毒費用（アルコール液）を『小規模事業者持続化補助金』で申請、飛沫対策費用（アクリル板）を本補助金で申請する、というように明確に異なる経費を別々の補助金に申請している場合は、どちらも対象となりますが、同一の経費を重複して申請している場合は対象外となります。

Q 1 0 6～9月に購入したマスク費用を国の補助金に申請し、10～1月に購入したマスク費用を県に申請する場合は、期間が異なるので認められるか

A 1 0 期間を問わず、同一の経費についての申請は対象外となります。

Q 1 1 第1回公募で20万円の交付を受けて8月に消毒設備を導入した後、第2回公募で30万円申請して11月に換気設備を導入する等、公募に複数回申請することはできるか

Q 1 1 事実上、補助対象期間を延長していることになるため、公募に複数回申請することはできません。ただし、第1回公募の申請を取下げた又は交付を受けた補助金を全額返納したうえで、第2回公募に再申請するような場合は除きます。

II. 経営革新計画について

Q 1 経営革新実行支援補助金（感染防止対策）を申請するときの経営革新計画の作成相談や経営革新計画策定指導員の策定指導はいつまでに行えば良いのか

A 1 申請を行おうとする日の「2週間前まで」を目安に、経営革新等支援機関（最寄りの商工会・商工会議所）に作成相談のうえ、経営革新計画策定指導員の指導を受けるようにしてください。

なお、各公募の受付締切日間に近づくにつれて商工会・商工会議所にご連絡いただいても、既に相談予約が埋まっている場合はお断りさせていただくことがありますので、作成相談についてはお早めに連絡いただきますようお願いいたします。

[参考：経営革新計画の作成から申請までの一般的な流れ]

- ① 事業者による書類作成
- ② 商工会・商工会議所等での作成相談
- ③ 事業者による書類修正
- ④ 商工会・商工会議所等による修正確認後、
経営革新計画策定指導員への指導依頼
- ⑤ 経営革新計画策定指導員による書類確認及び再修正指示
- ⑥ 事業者による書類再修正
- ⑦ 経営革新計画策定指導員による再修正確認後、県に計画申請

※①～⑦まで概ね1か月程度かかります。最短でも2～3週間は必要です。

Q 2 税理士等（商工会・商工会議所以外の経営革新等支援機関）を通して申請できるか

A 2 申請することは可能です。ただし、経営革新等支援機関として国から認定を受けている税理士等の方々には、税務、金融及び企業財務等それぞれ専門分野が異なりますので、経営革新計画について一定の理解や実績のある方から支援を受けるようにしてください。

なお、商工会・商工会議所以外の経営革新等支援機関を通して申請する場合も、経営革新計画策定指導員の指導を受ける必要がありますので、お近くの各中小企業振興事務所にお問合せください。

経営革新計画は、事業者自らの創意工夫により経営の向上を図ることを前提に様々な支援を行う制度ですので、事業者本人が計画を作成し、申請を行ってください。

Q 3 経営革新計画策定指導員の指導は受けなければならないのか

A 3 経営革新計画は、事業の実行性を高めるため、専門家の知見を活用することを求めており、福岡県では経営革新計画策定指導員（中小企業診断士）の指導を受

けることを必須としております。

なお、策定指導は申請書類の確認だけでなく、事業実施に向けた助言を行うことも目的としていますので、申請者本人（代表者又は事業担当者）が必ず策定指導を受けるようにしてください。

策定指導を受けていない申請は、受け付けませんのでご注意ください。

Q 4 経営革新計画の承認を受けた後に経営革新実行支援補助金（感染防止対策）の補助申請を行う場合、商工会や商工会議所への作成相談、経営革新計画策定指導員の指導を再度受けなければならないのか

A 4 経営革新実行支援補助金（感染防止対策）は、経営革新計画の実行に必要な経費ではなく、感染防止対策に必要となる経費を補助するものですので、原則として再相談や再指導を受ける必要はありません。

ただし、補助申請を初めて行う場合は、経営革新等支援機関（最寄りの商工会、商工会議所）に不備が無いか確認をお願いする等、別途相談を受けられることをおすすめいたします。

Ⅲ. 補助対象期間について

Q 1 令和3年3月1日に公募が開始されたが、令和3年2月に購入した経費は補助対象になるのか

A 1 補助事業は「交付決定を受けた後に実施する」ことが原則です。
 ただし、本補助金においては、やむを得ない理由により必要と認められる場合は、公募各回においてあらかじめ定めた日まで遡及して補助対象とすることを認めています。

(参考) 公募各回の遡及可能期間

- 第1回公募 令和3年1月14日から交付決定日まで
- 第2回公募 令和3年4月1日から交付決定日まで
- 最終公募 令和3年7月1日から交付決定日まで

Q 2 Q 1の「やむを得ない理由」とはどのようなものか

A 2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、感染防止対策として換気扇の追加工事を急ぎ行うときに、交付決定日よりも前になる場合等です。

Q 3 Q 1の「遡及して補助対象とする」場合、申請書にはどう記載するのか

A 3 様式第2号「事業計画書」の「実施時期」の欄について、①既着手又は②事前着手を選択してください。また、「やむを得ない理由により既着手又は事前着手する理由」の欄にその理由を具体的に記入してください。

Q 4 補助申請を令和3年4月30日に行い、交付決定が概ね2か月後になると予想して令和3年7月1日に設備工事を行う予定にしていたが、書類に不備があり、7月1日の時点で交付決定を受けることができていない。この場合、どのような手続を行ったら良いか。

A 4 設備工事を延期し、交付決定後に事業を行うようにしてください。やむを得ない事情により設備工事の延期が難しい場合は、県新事業支援課までお問合せください。

Q 5 様式第1号交付申請書の「補助事業完了予定日」について、具体的に何を完了した日を記入するのか。

A 5 補助事業の完了日は、補助対象物品の「納品日」又はその事業に係る「支払」が完了した日のいずれか遅い日となります。(納品だけ完了している場合や支払だけ完了している場合は、完了とはなりません)

また、「支払日」について、具体的には、その事業に係る支払の完了を証する領



R3. 3. 17 更新

収書の発行日、銀行口座の引き落としの日、相手方の口座に振込を行った日となります。

なお、公募各回により補助対象期間が決まっています。補助対象期間を超過して支払ったものは、原則として補助対象外となります。

支払時期の見込みが不確定な場合は、下記の事業終了日を「補助事業完了予定日」として記載ください。

(参考) 公募各回の補助対象期間

第1回公募 令和3年9月30日まで

第2回公募 令和3年12月31日まで

最終公募 令和4年1月31日まで

IV. 補助対象となる経費について

Q 1 補助対象経費について、くわしく知りたい

A 1 原則として対象になるのは、下表（1）のとおりです。「原則」としているのは、例えば、食品製造業者が普段から製造現場でアルコール液による手指消毒を行っていて、こうした従来の活動を継続する目的でアルコール液を購入する場合は、補助対象経費として認めることはできません。

従来よりもアルコール液の使用頻度を増やす、又はアルコール液の設置場所を増やす等、感染防止対策として実施していることが前提となります。

表（1）原則として補助対象となるもの

①消毒費用	除菌剤の噴霧装置、オゾン発生装置、紫外線照射器の購入費、施工費、消毒作業の外注費、消毒液・アルコール液の購入費
②マスク費用	マスク・ゴーグル・フェイスシールド・ヘアネットの購入費
③清掃費用	清掃作業の外注費、手袋・ゴミ袋・石けん・洗浄剤・漂白剤の購入費
④飛沫対策費用	アクリル板・透明ビニールシート・防護スクリーン・フロアマーカ―の購入費、施工費
⑤換気費用	換気扇・空気清浄機の購入費、施工費
⑥その他衛生管理費用	ユニフォームのクリーニング外注費、トイレ用ペーパータオル・使い捨てアメニティ用品の購入費、体温計・サーモカメラ・キーレスシステム・インターホン・コイントレー・携帯型アルコール検知器の購入費
⑦広報費用	感染防止のための注意喚起を目的としたポスター・チラシの外注・印刷費

表（1）の以外のもので、『業種別ガイドライン』の内容と照らし合わせたうえで補助対象となるものは、下表（2）のとおりです。なお、本補助金の交付要綱には「消毒設備、換気設備は『業種別ガイドライン』に記載されているものに限る」と規定していますが、業種別ガイドラインに具体的な設備が記載されていない場合は、業種別ガイドラインの内容と照らし合わせたうえで、適切かつ必要と認められる場合は補助対象となります。（ご不明なときは、県新事業支援課までお問合せください）

表（2）業種別ガイドラインの内容と照らし合わせたうえで補助対象になりうるもの

①消毒費用	除菌剤の噴霧装置、オゾン発生装置、紫外線照射器 <u>以外</u> のその他の消毒設備の購入費、施工費
-------	---

②換気費用	換気扇・空気清浄機 <u>以外</u> のその他の換気設備の購入費、施工費
-------	---------------------------------------

Q 2 購入費にはリース料も含まれるのか

A 2 補助事業期間中に使用した分として、リース契約書や請求書、領収書などの証拠書類があれば、リース料も補助対象となります。

※なお、第1回公募において、令和3年4月に1年リースで契約した場合、補助対象となるのは令和3年9月までとなりますのでご注意ください。(補助事業期間を超える分の費用は補助対象外となります)

Q 3 エアコンは補助対象になるか

A 3 エアコンは室温調整を目的とした空調設備であり、換気や消毒を目的とした設備ではありませんので、補助対象外となります。

Q 4 換気機能付き（空気清浄機能付き）エアコンは補助対象になるか

A 4 感染防止対策として十分な効果が得られること、また、換気扇（空気清浄機）を設置するのではなく、機能付きエアコンを設置しなければならない理由を明示いただいたうえで、総合的に判断することになります。

※例えば、建物の構造上、換気口を増設することができないため、エアコンを換気機能付きのものに交換しないと換気対策ができないような場合です。

Q 5 サーキュレーターは補助対象になるか

A 5 業種別ガイドラインの内容を踏まえたうえで総合的に判断することになりますが、部屋を借りて行う音楽教室やダンス教室において、持ち運びできるサーキュレーターを購入して換気対策を行うような場合は、補助対象となります。

Q 6 抗菌剤の塗布作業は、補助対象になるか

A 6 消毒作業や清掃作業の工程において抗菌剤を塗布する場合（一体的な作業として不可分の場合）は、補助対象となります。

Q 7 手洗い場の蛇口を自動水栓に交換する場合の費用は、補助対象になるか

A 7 補助対象外となります。

Q 8 入口ドアを手動から自動に交換する場合の費用は、補助対象になるか

A 8 補助対象外となります。

Q 9 窓に網戸を取り付ける費用は、補助対象になるか

A 9 補助対象外となります。

Q 1 0 加湿器は、補助対象になるか

A 1 0 業種別ガイドラインの内容を踏まえたうえで総合的に判断することになりますが、加湿器はエアコンと同様に空調設備であり、消毒設備や換気設備には該当しませんので、原則は補助対象外となります。

Q 1 1 自治体指定ごみ袋は、補助対象になるか

A 1 1 処分費用が含まれている場合は、原則として対象外となります。市販のごみ袋であれば問題ありません。

Q 1 2 「通常の生産活動のための投資」とは、どのようなものを指すのか

A 1 2 食品工場など日常的に衛生管理対策としてマスクを着用している事業者において、継続してマスクを購入するような場合です。

Q 1 3 「単なる更新」とはどのようなものを指すのか

A 1 3 故障した換気扇や老朽化した換気扇を新しいものに交換するような場合です。感染防止対策として、換気扇を増設する、より出力の高いものに交換するなど、「新しい生活様式」に対応するための取組みが補助対象となります。

V. 申請者の要件について

Q 1 個人事業主は対象になるのか

A 1 福岡県内に住民登録している（納税地が福岡県である）個人事業主は、対象となります。法人については以下の表をご確認ください。

(表) 法人の基準

主たる業種	資本金	常時使用する従業員
製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業（下記以外）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

(注) 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

Q 2 社会福祉法人、医療法人、学校法人、農事組合法人は対象になるのか

A 2 社会福祉法人、医療法人、学校法人、農事組合法人は経営革新計画の申請対象外となるため、本補助金についても対象外となります。（その他の特別法人については新事業支援課までお問合せください）

Q 3 飲食店を経営しながら飲食店向けのコンサルティング事業も行うなど、1つの会社で複数の事業を営んでいる場合、それぞれの事業について経営革新計画の承認を受ければ、それぞれの事業に対して補助を受けることができるのか

A 3 本補助金は「福岡県内の中小企業者」を交付対象としており、1者（1社）に対して上限50万円の補助を行うこととしていますので、それぞれの事業に対して補助を受けることはできません。

Q 4 ある個人が複数の会社を経営している場合、それぞれの会社で経営革新計画の承認を受けていれば、それぞれの会社で補助を受けることができるのか

A 4 本補助金は「福岡県内の中小企業者」を交付対象としており、1者（1社）に対して上限50万円の補助を行うこととしていますので、代表者が同一人物であってもそれぞれの会社で補助を受けることができます。



Q 5 経営革新実行支援補助金では、計画書にコロナの影響や補助事業の内容を記載することになっているが、経営革新実行支援補助金（感染防止対策）についても、計画書にその内容を記載する必要があるか

A 5 経営革新計画は、経営の向上を図る新たな取組みについて記載いただく計画書となりますが、感染防止対策は必ずしも新たな取組みと結びつくものではないため、計画書に感染防止対策の内容を記載することは必須ではありません。また、記載していても承認上問題となることもありません。

VI. 申請手続その他について

Q 1 経営革新計画の承認を受けた後でないと、補助申請できないのか

A 1 経営革新計画の申請と本補助金の申請は同時に行うことができます。

ただし、本補助金の審査は経営革新計画の承認後に行います。同時に審査を行う訳ではありませんので、ご注意ください。

Q 2 補助金の交付を受けるまでに、どれくらい時間がかかるのか

A 2 経営革新計画の作成に着手して県に提出できるようになるまでに概ね1か月程度かかります（Q & A 「Ⅱ. 経営革新計画についてQ 1」参照）。

申請から計画の承認、補助金の交付決定までに1か月半から2か月程度かかります。申請後、数字の誤りや添付資料の未提出等不備がある場合は更に時間がかかることとなります。

なお、内容修正や書類提出には期限を設けており、期限までに修正いただけない場合は、不承認や不交付となりますので、ご注意ください。

Q 3 過去に経営革新計画の承認を受けていれば、補助申請できるのか

A 3 令和元年度以前に経営革新計画の承認を受けている場合は、計画事業の進捗状況を見直しいただき、事業内容の変更又は新規事業の追加等、変更申請を行う（変更承認を受ける）ことにより、補助申請が可能です。

Q 4 申請後、交付決定を受けるまでの間に内容を変更できるのか

A 4 原則、申請後の内容変更はできません。計画内容（補助対象事業）に深刻な影響が生じるときは県新事業支援課までお問合せください。

Q 5 パソコンを持っていないので、手書きで申請書を書けないか

A 5 原則、文書とデータでの提出をお願いしています。パソコンをお持ちのご親族やお知り合いの方等にご協力いただくことが出来ないか、ご検討をお願いします。

なお、手書きの申請となる場合は、通常よりも審査に時間がかかる等ご不便をおかけすることとなりますので予めご了承ください。また、手書きの申請書様式が必要な方は、お手数ですが県新事業支援課までお問合せください。